

さいたま市岩槻区選挙管理委員会告示第 21 号

参議院議員の任期が令和 7 年 7 月 28 日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条ただし書の規定により、さいたま市岩槻区の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和 7 年 6 月 2 日

さいたま市岩槻区選挙管理委員会委員長 横 溝 光 男

1 登録の移替えを延期する期間

令和 7 年 6 月 12 日から選挙期日まで

2 登録の移替えの延期を行わない者

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 5 第 4 項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請をし、1 の期間内において未だに同法第 30 条の 6 第 2 項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転がなされていない者

さいたま市岩槻区選挙管理委員会

掲示期間

6 / 2 ~ 6 / 16